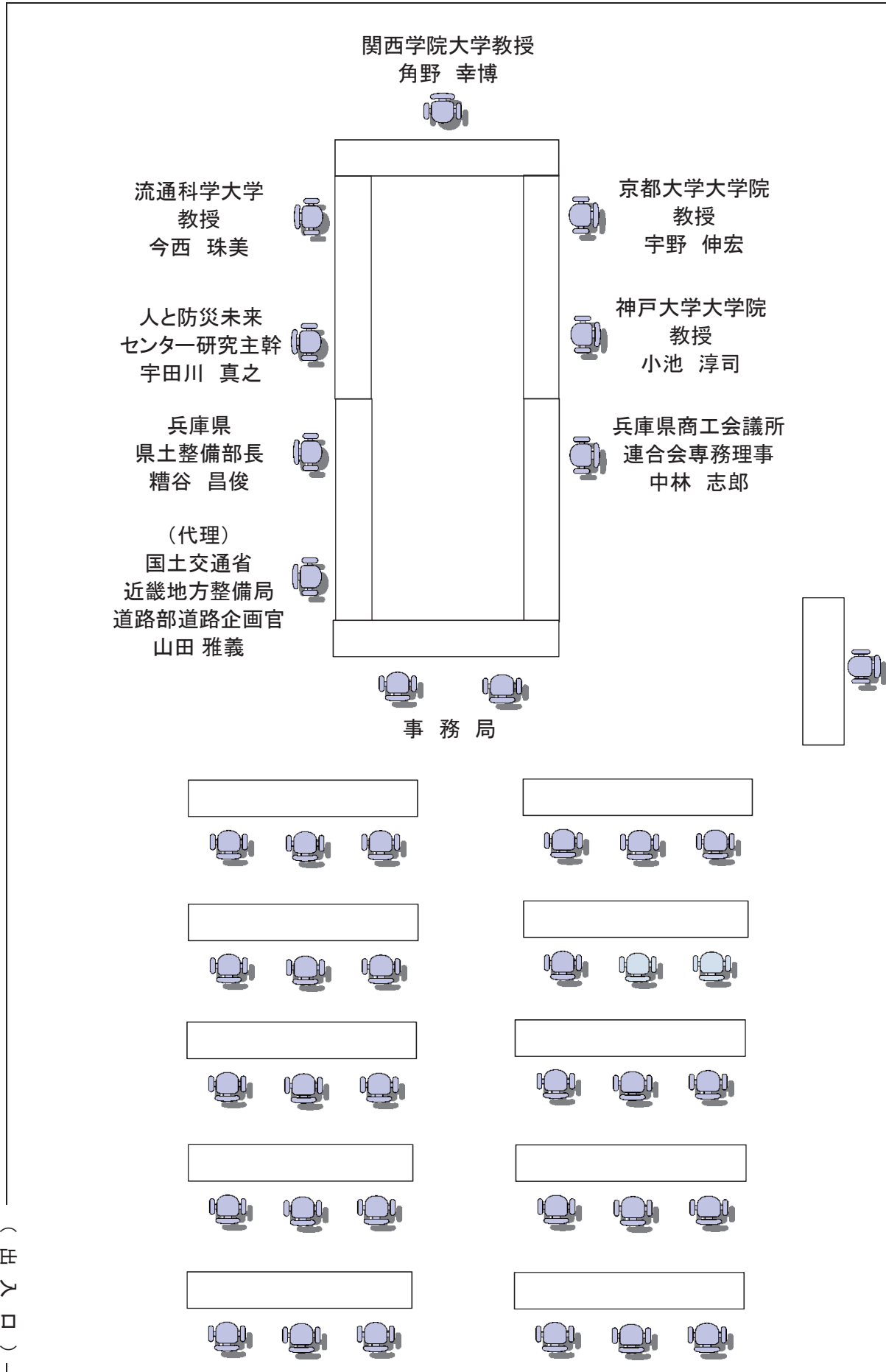


ひょうご基幹道路あり方検討委員会 第1回委員会

出席者リスト

区分	氏名	所属・役職等
委員	角野 幸博	関西学院大学教授
委員	宇野 伸宏	京都大学大学院教授
委員	小池 淳司	神戸大学大学院教授
委員	今西 珠美	流通科学大学教授
委員	宇田川 真之	人と防災未来センター研究主幹
委員	中林 志郎	兵庫県商工会議所連合会専務理事
委員	糟谷 昌俊	兵庫県県土整備部長
オブザーバー	橋本 雅道 (代理:山田 雅義)	国土交通省近畿地方整備局道路部長 (国土交通省近畿地方整備局道路部道路企画官)

ひょうご基幹道路あり方検討委員会 第1回委員会 配席図



ひょうご基幹道路あり方検討委員会

設立趣意書

基幹道路ネットワークは、「地域産業の活性化」、「交流の拡大」、「緊急輸送の確保」など幅広い役割を担っており、人口減少社会においても、地域の活力を維持し、地域創生の実現に必要な施設である。

このため、地域の現状と課題や、基幹道路をとりまく状況、兵庫県の将来像などを踏まえ、地域創生の実現に向け、概ね 30 年後の基幹道路の姿を示した「ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画（仮称）」を策定することとし、計画策定に先立ち、「ひょうご基幹道路のあり方（仮称）」をとりまとめる。

幅広い議論のもとに「ひょうご基幹道路のあり方（仮称）」をとりまとめるため、学識者、道路利用者、行政による『ひょうご基幹道路あり方検討委員会』を設立する。

ひょうご基幹道路あり方検討委員会 規約

(設置)

第1条 本会はひょうご基幹道路あり方検討委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

将来の兵庫県の基幹道路のあり方（以下、「あり方」）の検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員及びオブザーバー（以下、「委員等」という。）で構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(守秘義務)

第6条 委員等は、個人を識別したり、個人の権利利益を害したりする恐れのある情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第7条 委員会は原則公開とし、配付資料及び開催結果は県ホームページに掲載する。

(謝金)

第8条 委員（県から給与等が支給されている学識者委員及び行政委員を除く。）が会議その他の委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員（行政委員を除く。）が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により支給する額に相当する額とする。ただし、県から給与等が支給されている学識者委員については、当該職員の職務の級に基づく額とする。

(事務局)

第10条 事務局は兵庫県県土整備部土木局道路企画課に置く。

(委員等の任期)

第11条 委員等の任期は、委員会の目的を完了するまでとする。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項については、必要に応じ協議する。

(附則)

この規約は、平成29年7月21日から施行する。

別 表

委 員

区分	氏 名	所属・役職等
学識者	◎角野 幸博	関西学院大学総合政策学部教授
学識者	宇野 伸宏	京都大学大学院教授
学識者	小池 淳司	神戸大学大学院教授
学識者	今西 珠美	流通科学大学教授
学識者	宇田川 真之	人と防災未来センター研究主幹
道路利用者	中林 志郎	兵庫県商工会議所連合会専務理事
道路利用者	志智 宣夫	兵庫県商工会連合会会長
行政	糟谷 昌俊	兵庫県県土整備部長

◎：委員長

オブザーバー

行政	橋本 雅道	国土交通省近畿地方整備局道路部長
----	-------	------------------

[事務局：兵庫県土整備部土木局道路企画課]